

旭川市及び旭川ガス株式会社との地域活性化に関する 包括連携協定における連携・協力事項に基づく取組について

- (1) 環境保全やエネルギーの利活用に関すること
 - 温室効果ガス削減に向けた取組への知見の提供や情報発信
 - 地域エネルギーの利活用に係る協議・検討を進めるための体制構築
 - 旭川市が企画する環境イベントへの参加・協力
 - 食品ロス削減へ向けた取組への協力

- (2) 地域・暮らしの安心・安全、災害対策に関すること
 - 認知症サポーター養成講座の受講を通じた安心なまちづくりへの参加
 - 一人暮らし高齢者住宅の異変に気付いた場合の情報提供
 - 道路や舗装・マンホール等の損傷、漏水、道路冠水等の情報提供
 - 防災訓練等の相互支援
 - 災害時における情報共有及び連携した復旧活動の事前整備
 - 建築物の除却に関する情報提供
 - 火災予防に関する普及啓発

- (3) 子ども・青少年育成に関すること
 - あさひかわ子どもの学び人材リスト・あさひかわ子どもの学び施設リストへの掲載
 - 市内小学校へエネルギー供給やライフラインについての出前授業実施への検討
 - 旭川市科学館の常設展示等を通じた環境・エネルギー技術の展示協力

- (4) 暮らしのにぎわいやまちづくりに関すること
 - スポーツ振興に関する協力
 - 地場産品の販路拡大及び魅力発信に関する協同事業の企画検討
 - 市の広報活動に関する協力

- (5) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること
 - 継続的に有効な取組を検討・推進するための協議の実施

本書は、協定第2条第1項の各号に掲げる連携・協力事項について、効果的に実施・促進するため具体的な取組を定めたものであり、必要に応じて旭川市と旭川ガス株式会社と協議を行い変更することができる。